

# マイナンバーカードの保険証確認について(マイナ保険証)

当院では、2023年4月1日よりマイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたします。オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードのICチップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。



このオンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となります。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。
- 各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、今まで通り紙の受給者証のご提示をお願いいたします。
- オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診察料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が加算されます。
- 従来どおり健康保険証を使った対応も可能です。

## 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。それに伴い、当院は2023年4月1日より医療情報・システム基盤整備充実体制加算の対象医療機関となります。

初診時	従来の健康保険証を提示した場合	医療情報・システム基盤整備充実体制加算1 : 6点
	マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合 マイナ保険証の電子証明書が失効している場合	
	マイナ保険証を提示し、診療情報活用に同意した場合	医療情報・システム基盤整備充実体制加算2 : 2点
再診時	従来の保険証を提示した場合	医療情報・システム基盤整備充実体制加算3 : 2点
	マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合	
	マイナ保険証の電子証明書が失効している場合	

※再診時にマイナ保険証で資格確認を行い、診療等の情報取得に同意した場合は上記の加算は発生しません。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

2023年4月1日 甲州市大藤診療所